

新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第9条《非課税所得》関係	法第9条《非課税所得》関係
(非課税とされる山林の伐採又は譲渡による所得)	(非課税とされる山林の伐採又は譲渡による所得)
9-12の3 ……、資産の譲渡による所得のうち棚卸資産(令第81条各号《譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産》に掲げる資産を含む。)の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得以外の所得に限られるから、……。	9-12の3 ……、資産の譲渡による所得のうち棚卸資産(令第81条各号《譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産》に掲げる資産を含む。)の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得以外の所得に限られるから、……。
法第33条《譲渡所得》関係	法第33条《譲渡所得》関係
(少額重要資産の範囲)	(少額重要資産の範囲)
33-1の2 令第81条第2号又は第3号《譲渡所得の基因とされない棚卸資産に準ずる資産》かつこ内に規定する「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」とは、……。 (注) ……。	33-1の2 令第81条第2号又は第3号《譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産》かつこ内に規定する「その者の業務の性質上基本的に重要なもの」とは、……。 (注) ……。
法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係	法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係
(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)	(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)
64-3の2 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》若しくは第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定(64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。)と法第64条の規定の適用を受ける場合には、……。	64-3の2 ……、第37条の6《特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例》、第37条の8《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定(64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。)と法第64条の規定の適用を受ける場合には、……。

改正後	改正前
<p>(保証債務を履行するため山林を伐採又は譲渡した場合)</p> <p>64-5の2 ……、保証債務を履行するため行った資産の譲渡による所得のうち棚卸資産（令第81条各号《譲渡所得の基因とされない<u>棚卸資産</u>に準ずる資産》に掲げる資産を含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得以外の所得に限られるから、……。</p>	<p>(保証債務を履行するため山林を伐採又は譲渡した場合)</p> <p>64-5の2 ……、保証債務を履行するため行った資産の譲渡による所得のうち棚卸資産（令第81条各号《譲渡所得の基因とされない<u>たな卸資産</u>に準ずる資産》に掲げる資産を含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得以外の所得に限られるから、……。</p>